

## 当麻町障がい者活躍推進計画

機関名	当麻町
任命権者	当麻町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
当麻町における障害者雇用に関する課題	<p>当麻町においては、令和6年に行った障害者任免状況通報で障がい者の実雇用率2.59%と法定雇用率の2.8%には達していないが、必要採用数は0となっている。</p> <p>現在の実雇用率を維持するためにも、今後、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○当該年6月1日時点の法定雇用率の達成を目標とする。 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.59% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>○不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免情報通報時、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者である職員の相談窓口を総務課職員係に設定するとともに、職場の管理職等に相談できる体制を整える。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○新規採用又は部署異動その他必要に応じて面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口や管理職等への相談のほか、人事評価面接の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、継続的に必要な措置を講じる。</p>

	<p>○措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4 その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>